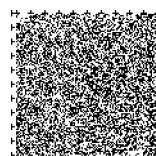


第 2 次 君津市障害者基本計画 (概 要 版)

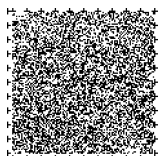
第5期君津市障害福祉計画
第1期君津市障害児福祉計画

平成30年2月

君 津 市



◎この「概要版」には、より多くの方へ情報提供を行うための「音声コード」を付けています。音声コードは、紙面の下部の角に掲載してあるマークのことです。活字文書読み上げ装置を使って、音声で内容を聞くことができます。



◇ 計画策定の背景と趣旨

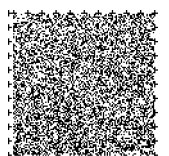
本市では、平成9年3月、「みんなで支えあい、誰もが楽しく暮らせる しあわせ福祉都市」を基本理念とする『君津市障害者施策長期計画』を策定し、また、平成19年3月には、「障害者自立支援法」の施行（平成18年4月）などの障害のある人の福祉等を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「すべての人の個性が輝くまちへ」を基本理念とする『君津市障害者基本計画』を策定し、様々な取り組みにより計画の推進に努めてきました。

しかし、その後も、平成25年の「障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の改正施行、「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の制定及び同28年からの施行など、障害のある人を取り巻く環境やニーズの大きな変化が続いています。

『第2次君津市障害者基本計画』は、こうした近年における障害者福祉の法・制度変更や障害のある人のニーズへの対応など、すべての人が住み慣れた地域の中でその人らしく自立していきいきと生活していける社会の実現を目指して策定するものです。

◇ 計画の性格と位置づけ

- ◆ 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に当たるとともに、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を併せて策定しています。
- ◆ 国の『第4次障害者基本計画』及び千葉県の『第6次千葉県障害者計画』、また、市政運営やまちづくりの基本的かつ総合的な指針となる『君津市総合計画』を踏まえ、各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◆ 障害のある人のライフステージに立って、障害のある人への支援だけにとどまらず、市民全体の共通施策として福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等、障害に係るあらゆる分野にわたる具体的な施策等の基本方向を定めた計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが効果的な活動を行うための指針となるものです。



◇ 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とする同 32 年度（2020 年度）までの 3 年間とし、同 32 年度（2020 年度）に計画の見直しを行います。以降も同様に 3 年間ごとの計画期間とし、障害者施策の見直しや課題等に対する的確に対応していきます。

ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

年度(平成・西暦)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
君津市障害者基本計画	(第1次・平成19年度(2007年度)～)【前計画】						第2次【本計画】			第3次【次期計画】		
君津市障害福祉計画	第3期			第4期〔前計画〕			第5期【本計画】			第6期〔次期計画〕		
君津市障害児福祉計画							第1期【本計画】			第2期〔次期計画〕		

◇ 計画の基本理念、基本目標、基本的視点

【基本理念】

平成 18 年度に策定した『君津市障害者基本計画』では、障害のある人の自立と社会生活を促進し、障害のある人が地域の中で共に生活できる社会の実現を目標とし、「すべての人の個性が輝くまちへ」を基本理念としました。

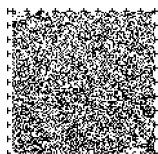
また、平成 25 年度から同 34 年度までの 10 年間の計画期間で策定している『君津市総合計画』では、「人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ ～夢と誇りの持てるまち～」を将来都市像として定め、福祉・保健・医療分野では「ともに支え合い健やかに暮らせるまち」を基本目標として各種施策に取り組んでいます。

一方、国では地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が、目指すべき社会の一つとして示されています。

本計画では、これらのことを踏まえ、

**障害のある人もない人も 地域でその人らしく、
ともに暮らし、ともに支え合うまち**

を基本理念とします。



【基本目標】

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとします。

《基本目標1》自立した生活支援・相談支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域の中でその人らしく自立して生活していけるよう、支援を進めます。障害のある人とその家族に関する相談体制の充実を図るため、身近な場所で相談ができ、サービス利用につなげられるよう、相談支援体制の確立・充実とケアマネジメント体制の充実を図るとともに、サービスなどに関する情報提供の体制の充実を図ります。また、地域生活を可能にするよう、障害の特性に配慮した住環境や障害福祉サービス等の提供基盤の整備・充実を促進します。

《基本目標2》就労の促進・充実、社会参加への支援

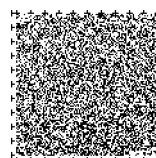
障害のある人の社会参加としての「就労」を促進するため、関係機関と連携を図りながら、「一般就労」はもちろん「福祉的就労」も含めて障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実を図ります。また、障害のある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動や障害者関連団体等への支援や生涯学習の機会の充実に努めます。

社会参加が可能となる前提条件としての誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくり、「人にやさしいまちづくり」や、聴覚、視覚などに障害のある人のためのコミュニケーション手段、移動手段の確保に努めます。

《基本目標3》安全・安心な生活環境の整備

判断能力等が十分でないため生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障害のある人が安心して日常生活を送れるようその権利の擁護に努めるとともに、防犯・防災体制の充実を図ります。また、保健・医療機関をはじめ関係機関が連携しながら、障害のある人のライフステージに応じた保健・医療の提供に努めます。さらに、障害のある人が安心して生活していくことができるよう、経済的な負担の軽減を図ります。

また、障害等についての正しい知識を広め、障害のある人等への理解を一層深めていくため、さまざまな機会を捉えた広報・啓発活動や福祉意識の充実に努め、「福祉の心」づくりや「支え合いの社会」、「地域共生社会」づくりを進めていきます。



《基本目標 4》障害のある子どもと家庭への支援

障害の早期発見から自立のためのリハビリテーションに至る一貫した体制の確立・強化に努めます。また、障害のある子どもたちが地域の中で自分らしく成長していくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・強化に努めます。

障害のある児童生徒やその家族、さらには学校に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の教育的ニーズ等に応じた教育環境づくりに努めます。

学校・家庭における心豊かな生活を実現するため、福祉・教育等の関係機関が連携し、適切な支援に努めていきます。

【基本的視点】

「基本理念」や「基本目標」を実現するため、以下の3つを計画の基本的視点として本計画を推進していきます。

1 一人ひとりが自分らしく自立して生きていける社会づくり

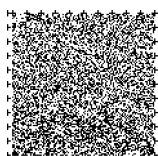
障害のある人が社会の中で自分らしい生活を、自らの意思により選択・決定し、自分の役割を見付け、誇りを持ってその役割を果たすことのできる社会が求められていることから、障害のある人が地域の中でその人らしく自立して生きていくことができるよう、環境を整備していきます。

2 地域で支え合うことのできる「地域共生社会」づくり

障害のある人がその能力をいかして地域でその人らしく自立した生活を営むためには、障害の有無にかかわらず、そこに住む人たちが互いに交流し、支え合いながら生きていく「共生社会」の実現が必要になることから、必要な支援体制を整備するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にし、支え合い助け合うことのできる関係をつくっていきます。

3 すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

障害のある人が、生活環境や社会制度、人々の心等の中に存在する「バリア（障壁）」によって社会参加を妨げられることのない「ユニバーサル」な社会づくりが求められていることから、「誰もが利用しやすい環境づくり」という視点に立って社会のさまざまなバリアを無くしていくとともに、新しいものについては、最初からバリアを生じさせない（＝ユニバーサルデザイン）ようにしていきます。



◇ 計画の展開（計画体系図）

（基本理念） 障害のある人もない人も 地域でその人らしく、
ともに暮らし、ともに支え合うまち

（基本的視点）

- ・一人ひとりが自分らしく自立して生きていける社会づくり
- ・地域で支え合うことのできる「地域共生社会」づくり
- ・すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

（基本目標）

1 自立した生活支援・
相談支援体制の充実

相談支援体制の充実
情報提供体制の充実
地域生活支援の推進
住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）

2 就労の促進・充実、
社会参加への支援

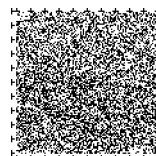
就労の促進・充実
各種活動の充実
人にやさしい「福祉のまちづくり」の
推進
コミュニケーション、移動支援施策の
充実

3 安全・安心な
生活環境の整備

権利擁護のための施策の充実
防災・防犯対策の充実
保健・医療施策の推進
生活支援のための施策の充実
「福祉の心」づくりと地域での支え合い
活動の促進

4 障害のある子どもと
家庭への支援

療育体制の充実等
障害児保育の充実
障害児教育の充実
卒業後の進路対策の充実



◇ 計画の成果目標（数値目標）

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」を策定するに当たって、国は「基本指針」を示しています。その中で、障害のある人や障害のある子どもの、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の整備や確保を図ることを目的として、「成果目標」を設定すべき事項を定めています。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の成果目標	本市の目標値
平成 28 年度末時点における施設入所者の９％以上を、同 32 年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。	９人
平成 32 年度末時点における施設入所者を、同 28 年度末時点から２％以上削減することを基本とする。	２人

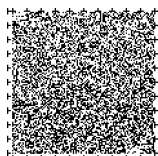
（２）精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

国の成果目標	本市の目標値
平成 32 年度末までに、全ての市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。（複数市町村による共同設置でも可）	設置

※本市では、平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を 15 名とします。（基盤整備量とは、千葉県が国の基本指針に基づき算定した、長期入院精神障害者のうち地域生活への移行が可能であるとして設定した数値）

（３）地域生活支援拠点等の整備

国の成果目標	本市の目標値
市町村または県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも１つ整備することを基本とする。	１か所



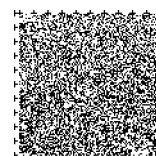
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の成果目標	本市の目標値
平成 32 年度中に、「就労移行支援」事業等を通じた一般就労への移行者数を、同 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。	5 人
平成 32 年度末における「就労移行支援」利用者数を、同 28 年度末実績から 2 割以上増加させることを目指す。	27 人
就労移行率 3 割以上である「就労移行支援」事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。	100%
各年度における「就労定着支援」による支援開始から 1 年後の職場定着率を、80%以上とすることを基本とする。	80%

※なお、本市には就労移行支援事業所がないことから、その事業者の確保を目標とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の成果目標	本市の目標値
平成 32 年度末までに、「児童発達支援センター」、「保育所等訪問支援」、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」事業所を、各市町村に少なくとも 1 か所以上確保すること（圏域での確保でも可）を基本とする。	各施設 1 か所
平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。	設置

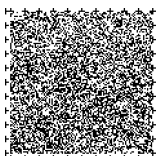


◇ 障害福祉サービスの見込み量

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に規定する、障害のある人（子ども）に提供される支援の総称です。平成30年度から同32年度までに必要な見込み量を、国の基本指針を踏まえ、設定しています。

◆ 障害福祉サービス・相談支援

サービス名			単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	居宅介護		時間/月	2,190	2,271	2,354
			人/月	115	119	124
	重度訪問介護		時間/月	564	613	665
			人/月	2	2	3
	同行援護		時間/月	491	520	551
			人/月	29	30	31
	行動援護		時間/月	13	26	39
			人/月	1	2	3
	重度障害者等包括支援		時間/月	364	364	364
			人/月	1	1	1
日中活動系サービス	生活介護		人日/月	4,342	4,559	4,788
			人/月	229	243	258
	自立訓練	機能訓練	人日/月	34	51	68
			人/月	2	3	4
		生活訓練	人日/月	83	97	113
			人/月	9	10	11
	就労移行支援		人日/月	365	404	443
			人/月	28	33	37
	就労継続支援	A型	人日/月	135	154	177
			人/月	15	17	19
		B型	人日/月	2,796	3,089	3,414
			人/月	175	191	208
	就労定着支援 平成30年度からの新サービス		人日/月	10	15	20
			人/月	2	3	4
	療養介護		人日/月	166	166	194
			人/月	6	6	7
	短期入所 (ショートステイ)	福祉型	人日/月	414	476	548
			人/月	66	76	88
		医療型	人日/月	14	17	21
			人/月	4	5	6

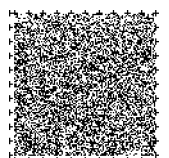


サービス 居住系	自立生活援助 平成30年度からの新サービス	人/月	1	2	3
	共同生活援助（グループホーム）	人/月	73	76	79
	施設入所支援	人/月	90	87	84
相談支援	計画相談支援	人/月	87	94	101
	地域移行支援	人/月	2	3	3
	地域定着支援	人/月	2	3	3
	障害児相談支援	人/月	40	47	54

＊「人日」＝「月間の利用人員」×「一人1か月あたりの平均利用日数」

◆ 障害児通所支援

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日/月	474	496	518
	人/月	44	49	54
医療型児童発達支援	人日/月	5	5	10
	人/月	1	1	2
放課後等デイサービス	人日/月	1,796	2,012	2,253
	人/月	128	143	159
保育所等訪問支援	人日/月	5	5	10
	人/月	1	1	2
居宅訪問型児童発達支援 平成30年度からの新サービス	人日/月	5	5	10
	人/月	1	1	2

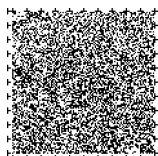


◇ 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に規定される各都道府県及び市町村が行う事業の総称で、障害福祉サービスと異なり全国統一ではなく、地域の特性や利用者の状況に応じた事業形態で実施されます。また、障害福祉サービスと同様に、平成 30 年度から同 32 年度までに必要な見込み量を、国の基本指針を踏まえ、設定しています。

◆ 地域生活支援事業（必須事業）

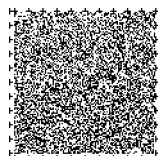
サービス名		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	2	2	2
	地域自立支援協議会	か所	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		人/年	2	2	3
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年	15	18	21
	聴覚障害者相談事業	人	1	1	1
日常生活用具給付等事業		件/年	2,327	2,524	2,739
介護・訓練支援用具		件/年	7	7	8
自立生活支援用具		件/年	15	16	17
在宅療養等支援用具		件/年	20	21	22
情報・意思疎通支援用具		件/年	17	18	19
排せつ管理支援用具		件/年	2,263	2,457	2,667
住宅改修費		件/年	5	5	6
移動支援事業		か所	23	24	25
		時間/月	321	341	361
		人/月	32	34	36
地域活動支援センター		I 型 人/月	12	13	14
		I 型 か所	1	1	1
		II 型 人/月	6	7	8
		II 型 か所	1	1	1
		III 型 人/月	27	29	31
		III 型 か所	7	7	7



○手話奉仕員養成研修事業	平成 26 年度から君津地域 4 市合同で養成事業を開始し、今後も継続して事業を推進し、手話奉仕員を養成していきます。
○理解促進研修・啓発事業	「健康と福祉のふれあいまつり」や「障害者週間」に関する催事などにより障害のある人に関する啓発を行うことに加え、さらに一歩踏み込んだ事業を検討していきます。
○自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族等による地域における自発的な取り組み（ピアサポート、ボランティア活動等）に対して支援に努めていきます。
○成年後見制度法人後見支援事業	「君津市社会福祉協議会」による法人後見制度の導入を働きかけるなどして、その実現を目指します。

◆ 地域生活支援事業（任意事業）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
重度身体障害者(児)等移動入浴車派遣事業	登録人数/年	12	13	14
知的障害者職親委託事業	人/年	2	2	2
日中一時支援事業	利用者数/月	67	69	71
	利用日数/月	135	140	143
身体障害者用自動車改造費助成事業	件/年	3	3	3
障害者自動車運転免許取得費助成事業	件/年	3	3	3



◇ 計画の推進・進行管理の基本的考え方

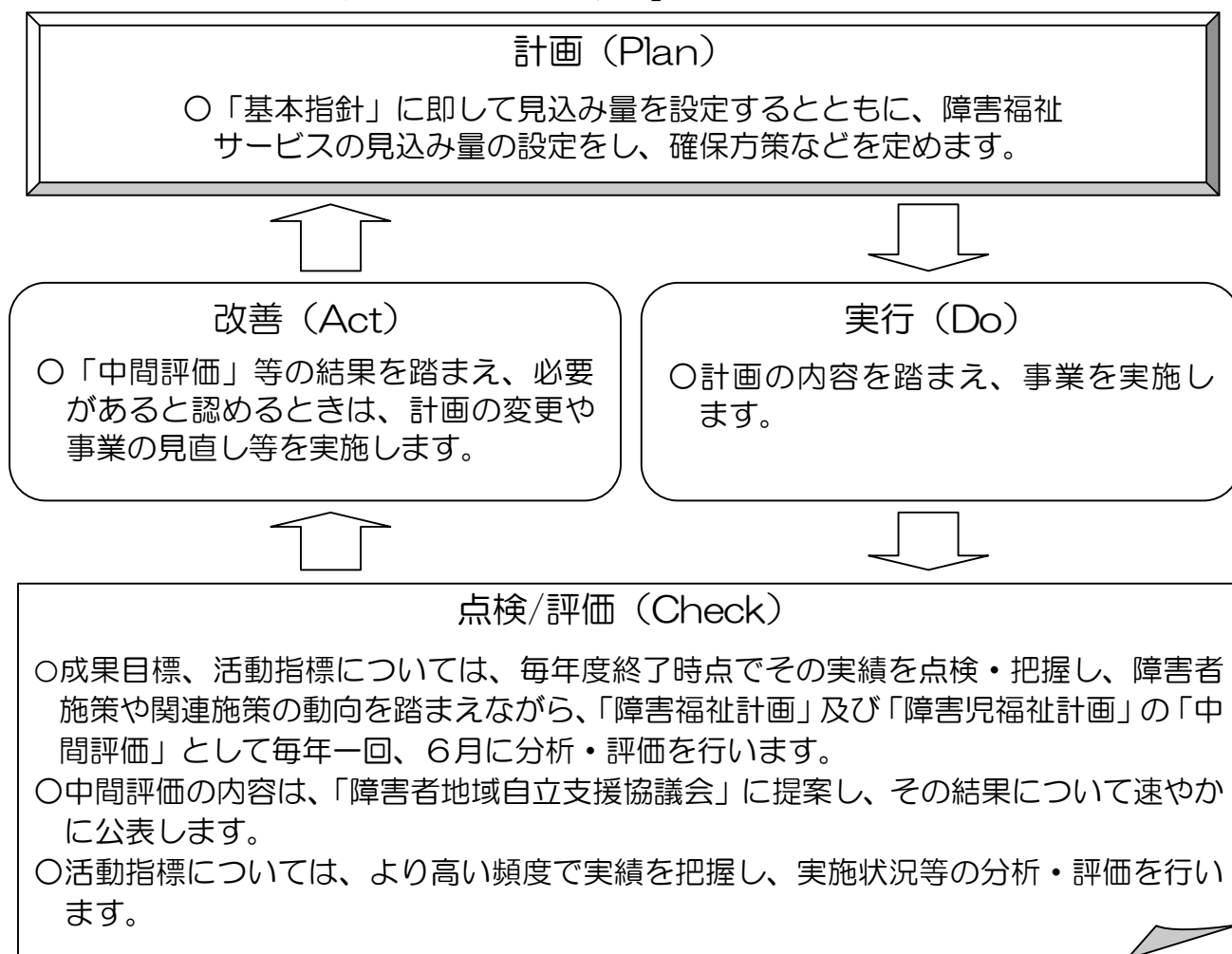
(1) 計画の進行管理

本計画の実施にあたっては、「障害者地域自立支援協議会」と連携しながら、計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況等について検討するなど、毎年度、計画の進行管理を行います。

(2) 計画の点検・評価

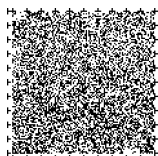
本計画の的確な進行管理を行うため、見込み量に対しての実施状況について、“PDCAサイクル”に沿った点検・評価を行います。

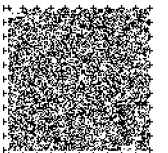
◆ 「PDCAサイクル」のプロセスのイメージ



(3) 情報の公開

各主体が計画の進捗状況などの情報を共有し、協働して計画を推進することができるよう、「障害者地域自立支援協議会」に必要な情報を提供し、共有していきます。さらに、毎年度、計画の実施状況を市ホームページ等を通して公表します。







第 2 次 君 津 市 障 害 者 基 本 計 画 概 要 版

平成 30 年 2 月発行

発 行 君津市
編 集 君津市保健福祉部障害福祉課
〒299-1192
千葉県君津市久保 2-13-1
T E L : 0439-56-1525
F A X : 0439-56-1220

君津市ホームページ

<http://www.city.kimitsu.lg.jp/>

